

この度、株式会社ゼネラルリンクは、景品表示法第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令（令和2年3月10日付）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次の通り周知いたします。

弊社は、弊社商品「マカミア」を販売するに当たり、例えば、令和元年11月25日から令和2年2月5日までの間、弊社が運営するウェブサイト「nene」において、「大学教授をはじめとする共同研究チームによる機能性試験において、授かり率が190%高まることが示されました。」等と表示し、令和2年1月9日から同月16日までの間、実際には弊社が運営しその表示内容を自ら決定しているにもかかわらず第三者が運営するものであるかのように装った「妊活ガイド」と称するウェブサイトにおいて、「妊娠率190%UPも!?今話題の妊活サプリ総合ランキング」、「授かり率が190%UPする妊活サプリ」等と表示することにより、あたかも、「マカミア」を摂取することにより、著しく妊娠しやすくなる効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

本件表示は、それぞれ、「マカミア」の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

弊社は、本措置命令を真摯に受止め、再発防止のための管理体制の一層の強化と社員教育の徹底等に努める所存でございます。本件表示により、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。

令和2年4月13日  
株式会社ゼネラルリンク  
代表取締役 廣瀬 真一郎